

確定申告はお早めに！



確定申告特集号

発行所
公益社団法人龍野納税協会
龍野納税貯蓄組合連合会
たつの市龍野町富永702-1
TEL 0791-62-1700
協賛
龍野県税事務所

「青色」って、なんかいいよね。
~「青色申告」のススメ~
1. 青色申告特別控除として
2. 当年の赤字を最大3年間翌年以降に繰り越し可能
3. 家族への給与(専従者給与)を経費にすることができる

振替納税のススメ
メリット
\* 預貯金残高を確認しておくだけで金融機関等に出向かなくても自動的に納付ができます
\* 一度手続きをすれば翌年以降の手続きは不要です

確定申告のお知らせ
申告と納税はお早めに...

申告及び納付期限 振替日(振替納税をご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税
令和2年 3月16日(月) 令和2年 4月21日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者)
令和2年 3月31日(火) 令和2年 4月23日(木)

龍野税務署内の確定申告書作成会場

令和2年2月17日(月)から
令和2年3月16日(月)まで
(閉庁日を除く)

※相談受付は原則として16時までです。
※2月14日以前は通常窓口での対応となります。

第5回「NKメンバーズツアー」

旅行代金 (お一人様) 129,000円 (消費税込)
旅行期間 令和2年6月13日(土)~15日(月)
申込締切日 令和2年4月30日(木) ※空港までの送迎を予定しております。(要別途料金)



詳しいパンフレット、お申込みは、龍野納税協会まで。
旅行代金については、原則として事業の経費になりません。

Table with 3 columns: 北東北行程表, 宿泊, and detailed travel schedule including stops like Itoya Airport, Aomori Bay, and various hotels.

国 税 コ ー ナ ー

龍野税務署からの

# 確定申告のお知らせ



**申告会場の開設は 令和2年 2月17日(月) からです。**

**令和元年分確定申告書等の作成が必要な方は、令和2年2月17日(月)以降に、申告会場へお越しください。**

- ※ 平成30年分以前の確定申告書等の作成が必要な方は、令和2年2月14日(金)以前でも受け付けております。  
ただし、通常窓口での対応(事前予約制)となりますので、税務署に電話で相談日時を予約してください。
- ※ 申告会場へお越しいただく際には、事前予約は必要ありません。
- ※ 申告会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。



**申告会場の相談受付は 午後4時まで です。**

- ※ 混雑しだいでは早めに受付を終了します。
- ※ 午後3時以降は特に混雑が予想されますので、なるべく早くご来署ください。

## ご自宅のパソコン等で申告書が作成できます！！

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で簡単に申告書が作成できます。  
申告会場は大変混雑しますので、是非ご利用ください！！

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

作成コーナー



**税務署に出向く必要なし！**

→ e-Tax送信のほか、印刷して郵送等により提出することもできます。

**自動計算・いつでも作成可能！**

→ 計算誤りのない申告書を作成することができます。

**スマホ・タブレットでも作成できます！**

→ ID・パスワード取得で、e-Tax送信も可能！！

## 医療費控除は領収書が提出不要となりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

- ※ 医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要です。
  - ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。
- (注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

# 国 税 コ ー ナ ー

## 納税には

### 振替納税のご案内

**便利で安全な振替納税(口座振替)をお勧めします!**

- ✓ 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
  - ✓ 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
  - ✓ 一度手続をすれば、継続して利用できます。
- ⚠️ **転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。**


**提出書類** 「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。) 用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。 また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) からダウンロードすることもできます。

**提出期限** 振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

<b>令和元年分確定申告から利用する場合</b>	申告所得税及び復興特別所得税 ▶ <b>令和2年3月16日(月)</b>
	消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ <b>令和2年3月31日(火)</b>

**提出場所** 所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。



- 振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。
- 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

### QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を『QRコード』として作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付することができます(納付できる金額は30万円以下となります。)。 納付ができるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

### 電子納税のご案内

電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。 詳しくは、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。 なお、e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

# 県 税 コ ー ナ ー



## 個人住民税の特別徴収について

兵庫県と県内すべての市町からのお知らせです。

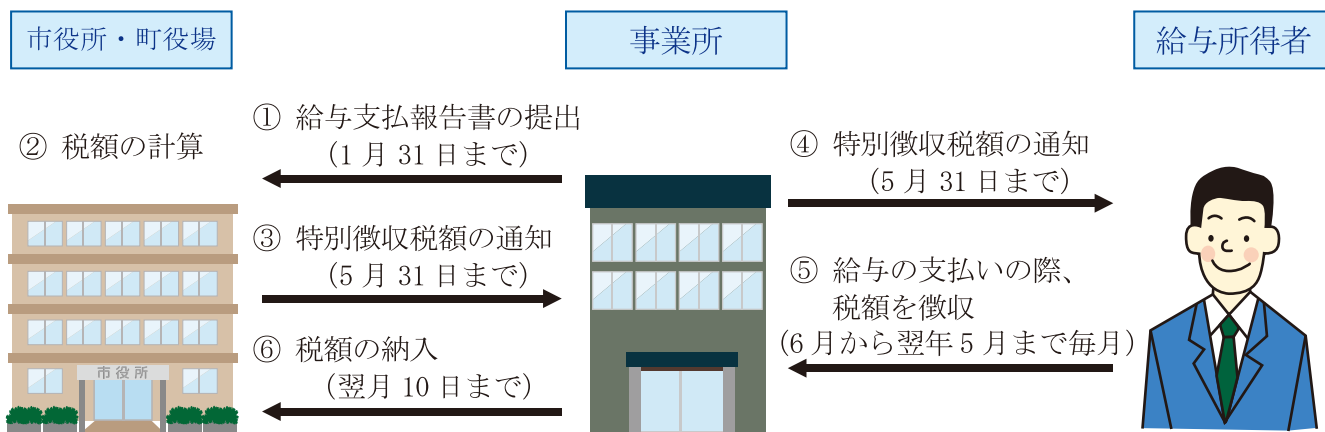
兵庫県と県内すべての市町は、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。  
従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

### ◎ 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

特別徴収とは、従業員の方の給与から個人住民税を天引きし、事業主の方が従業員の方に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主（給与支払者）の方に義務づけられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。
- ◆ 兵庫県・大阪府・京都府・和歌山県と府県内の全市町村は、平成30年度から特別徴収の徹底を行っています。 特別徴収についてご理解とご協力をお願いします。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特別徴収

検索

ご理解とご協力をお願いします



兵庫県・県内市町